

平成 26 年度年度計画重点取組項目に係る実施状況

1 教育：教養教育の改革及び専門教育の充実

○地域についての理解を深め、地域に貢献する人材の育成を促進するため、教養教育科目に地域・キャリア科目群を新たに設定する。

・平成 27 年度から「総合科目」群を「地域・キャリア系科目」群に変更し、「インターンシップ」「キャリア形成演習」を「地域・キャリア系科目」群に移行することとする。

○各学科の専門性・特性に効果的につながっていく教養教育科目の充実を図るため、平成 27 年度からの実施に向け、各学科専任教員が担当する科目を新たに設ける。

・平成 26 年度から教養教育科目（日本歴史の流れ）を 1 科目新設した。また、平成 27 年度からの実施に向け、教養教育科目（社会思想史、文章表現法入門）を 2 科目新設することとする。

○経済情報学科の 3 コース制導入による平成 27 年度からの 3 年次のコース選択実施に向けて、具体的なカリキュラムの提示、体制づくりに取り組む。

・経済・経営・情報の各コースの必修・選択必修の科目等カリキュラムを明示し、コース制の内容や履修方法等について説明した。平成 27 年度から教員 2 名を増員し、体制づくりを図った。

○教育目標としての「日文スタンダード」を策定し、「日文自己学習システム」によって、具体的な到達目標の項目化、学習プロセスを明示する。

・「日文自己学習システム」により、卒業までの 4 年間で身につけてほしい技術や能力の目標を提示し、学内ポータルサイトに履修状況や学生が課題、覚書や学外活動などを自己評価シート等に入力し、教員の学生指導や学生の自己分析によるステップアップに活用している。

○卒業・修了後の進路を見据えながら、学生個々の特性に合わせた個別指導を一層充実させる。

- ・専門演習において、学生の学習意欲及びプレゼン能力を高めるため、本学及び他大学のゼミ間において、一部公開し、ディベートやグループ・ディスカッションを実施した。
- ・ゼミやチューターの個別指導はもとより、その範囲を越えた授業履修者の学習状況や情報を共有できる体制づくりをし、個々の特性に合わせた指導の強化が図られるよう検討している。
- ・学生が自信の成長及び課題を把握するため、より具体的なポートフォリオの作成指導、提出をさせている。このポートフォリオを活用した個別面談・指導等を行っている。

2 研究：研究力の向上

○サバティカル制度を検証し、本学に見合う制度設計に取り組む。

- ・平成27年度からの実施に向け、制度を策定した。（参考資料1）

○研究の推進を図るため、科学研究費等の外部資金への申請を促進する。

- ・学内特別研究費への申請について、科学研究費補助金等への申請を義務づけるなど外部資金への申請を促進する取組みを行った。また、採択に向けた取組みとして研修会を開催する等を行った。（参考資料2）

3 地域貢献：地域との連携強化

○新校舎及びサテライト施設を地域貢献の拠点として有効活用する方法を検討し、地域貢献の充実を図る。

- ・新校舎及びサテライト施設を活用し、市民が開催する展覧会、イベント等への貸出及び公開講座等の開催など地域住民が集う場の創出を図っている。

4 国際交流：新たな交流の促進

○現在の海外交流提携校に加え、新たに台湾の大学との交流提携に向け、取り組む。

- ・台湾の大学と交流協定の締結に向け、協議をしている。

教養教育の改革及び専門教育の充実

教養教育科目 <u>「総合科目」</u> ・尾道学入門 ・キャリア形成入門 ・パブリック・リレーションズ ・ライティング・スキル ・コミュニケーションの基礎	⇒	教養教育科目 <u>「地域・キャリア系科目」</u> ・尾道学入門 ・キャリア形成入門 ・パブリック・リレーションズ ・ライティング・スキル ・コミュニケーションの基礎 <u>・インターンシップ</u> <u>・キャリア形成演習</u>
経済情報学科 「主要専門科目」内「職業指導系」 <u>・インターンシップ</u> <u>・キャリア形成演習</u> 日本文学科 「関連科目」 <u>・インターンシップ</u> <u>・キャリア形成演習</u> 美術学科 「関連科目」 <u>・インターンシップ</u> <u>・キャリア形成演習</u>	↗	【上記、教養教育科目へ統合】

公立大学法人尾道市立大学サバティカル研修規程

平成27年2月1日

規程第178号

(趣旨)

第1条 この規程は、本学教員のサバティカル研修について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において教員とは、本学専任の教授・准教授・講師をいう。

2 この規程においてサバティカル研修とは、教員の教育および研究等の能力を向上させることを目的として、教員が従事する教育および学内委員会等に係わる職務の全部または一部を一定期間免除し、自己研鑽に専念させる研修をいう。

(期間)

第3条 サバティカル研修の期間は、原則として6カ月以内とする。

2 サバティカル研修の始期は、原則として4月または9月末とする。

(資格)

第4条 本学に教員として採用された日から継続して5年以上勤務した者は、理事長にサバティカル研修を申し出ることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、サバティカル研修の申し出をすることができない。

- (1) サバティカル研修の終了日から継続して5年を経過していない者
- (2) サバティカル研修の期間終了後、2年以上本学において勤務できない者
- (3) 申請年度前3年間に於いて、研究費補助金の申請または展覧会等への出品をしていない者

(手続き)

第5条 サバティカル研修を希望する教員は、当該サバティカル研修実施年度の前々年度6月末日までに、所属する学部長に対し、サバティカル研修申請書（別紙様式第1号）により申し出なければならない。

2 学部長は、前項の申し出のあった者のうちから、候補者をすみやかに選考し、理事長に推薦するものとする。

(取得者の決定)

第6条 理事長は、前条第2項により推薦のあった者のうちから、次の各号に定める基準を満たしていると認められる教員に対し、サバティカル研修を許可することができる。

- (1) 十分な準備と計画がなされ、サバティカル研修を実施することにより、教員の専門的能力の向上が見込まれること。
- (2) 当該教員が所属する学部・学科において、研修計画と代替措置が了承され

ていること。

(3) 教育・研究、地域貢献、大学運営のいずれかにおいて、優れた業績を挙げていること。

(資格期間算定)

第7条 第4条の継続期間の算定において、公立大学法人尾道市立大学教職員就業規則(平成24年規程第33号。以下「就業規則」という。)第16条の規定による休職の期間、就業規則第50条第1項第3号に規定する停職の期間、就業規則第45条に規定する育児休業の期間及び就業規則第46条に規定する介護休業の期間についてはこれを含めない。

(兼業)

第8条 サバティカル研修期間中の兼業は、原則として認めない。ただし、特別な事由があるときは、教育研究審議会の議を経て理事長が許可する。

(給与)

第9条 サバティカル研修中の給与は、支給要件を欠くこととなる諸手当を除き支給する。ただし、前条ただし書きが適用される場合、公立大学法人尾道市立大学教職員兼業規程(平成24年規程第38号)第6条の例によるものとする。

(研究費)

第10条 サバティカル研修中の個人研究費及び特別研究費は、これを支給する。

(旅費)

第11条 サバティカル研修のための旅費は、これを支給しない。ただし、個人研究費及び特別研究費における旅費の使用を妨げるものではない。

(報告)

第12条 教員は、サバティカル研修が終了した日から60日以内に、サバティカル研修実施結果報告書(別紙様式第2号)を理事長に提出しなくてはならない。

2 教員は、サバティカル研修が終了した日から1年以内に、その研修成果について学術論文、学会発表、展覧会等により、公表しなければならない。

(その他)

第13条 この規定に定めるもののほか、サバティカル研修に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

科研費補助金の応募・採択状況

(金額単位：千円)

		平成 25 年度						平成 26 年度						平成 27 年度	
		教員数	応募	採択	交付額	一人当り 件数	採択率	教員数	応募	採択	交付額	一人当り 件数	採択率	教員数	応募
経済情報学部	学長	1						1						1	1
	経済情報学	28	6	1	650	0.21	16.7%	28	7	2	1,560	0.25	16.7%	26	5
	科														
	合計	28	6	1	650	0.21	16.7%	28	7	2	1,560	0.25	16.7%	26	5
	学部														
芸術文化学部	日本文学科	15	6	2	1,950	0.40	14.3%	15	6	1	650	0.40	33.3%	15	6
	美術学科	18	3	0	0	0.17	100%	18	4	1	1,300	0.22	0.0%	18	3
	合計	33	9	2	1,950	0.27	25.0%	33	10	2	1,950	0.30	22.2%	33	9
総 合 計		62	15	3	2,600	0.23	26.7%	62	17	4	3,510	0.27	21.4%	60	15

※継続、共同申請による代表者以外のものを除く。